



地域ねこプラン・チェックシート -1-

TNRプログラムと、地域ねこプランを組み合わせる。
トラップ：保護・捕獲 / ニューター：手術 / リターン：返還

地域の住民有志や住民組織、愛護動物所管行政との合意形成を目指すとき、官民協働プログラムの地域ねこプランが始まります。どのような方々が、どのように関わるかチェックします。100箇所あれば100通りといわれる地域ねこプランの多くの方法のうち、どのような方法をとれるのかの目安です。チェック項目の全部が整ってなくても構いません。

地域ねこプランチェックシート 1

記入： _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者【地域の _____ 】

または【地域外の _____ 】

(注) 該当地域の...例 / ・住民組織代表 ・住民 ・プランを実行する住民有志 ・ボランティア組織 など
該当地域以外の...例 / ・有志 ・プランを実行する有志 ・ボランティア組織 など

地域 (所在地) : _____

着手の日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

ねこのおよその頭数 : _____ 頭 | 内訳 (ねこの詳しい実態調査は別項目)
オス _____ 頭 | メス _____ 頭 | 妊娠メス _____ 頭 | 仔ねこ _____ 頭

このプランの実行にあたり

- 地域の愛護動物行政との合意形成ができています。
いる (_____ 市 / 区 / 町 / 村 ・ _____ 課 / 係) / いない
そのほか (_____)
(注) 担当窓口のある場合、その部署・担当名など。
- 地域の愛護動物所管 (担当窓口) は、動物愛護法を執行する主務所管 (注) である。
/ X _____ そのほか (_____)
(注) 動物愛護法に準拠する専任の部署です。同法の基本指針等による部署を置かず、衛生課や保健所などの一般職員が窓口を担当する市区町村もあります。
- 地域を所管する警察や消防、その他の関連行政機関などとの合意形成ができています。
いる場合は名称 (_____) / いない
そのほか (_____)
- 地域の町会 (班・部・区) あるいは商店街・管理組合ほか、地域住民組織 (注) との合意形成ができています。 いる場合は名称 (_____)
/ いない _____ そのほか (_____)
(注) 地域住民組織とは、人々からなることで、大きさや形態を区別しません。数軒の住宅、公園、企業管理地などやそのほかを含みます。
- 地域の住民、あるいはプラン実行による受益者 (注) との合意形成ができています。
いる / いない
そのほか (_____)
(注) 受益者とは、当プランの地域に出入りし、地域を利用する皆さまを含みます。
- プランの実行を協働で支援する民間組織などとの合意形成ができています。
いる場合は名称 (_____) / いない
そのほか (_____)





7.地域の住民（あるいは受益者）などのうち、当プラン実行の直接行動（注）の可能な住民がいる。

いる場合は人数（ 人） / いない

そのほか（

（注）直接行動とは主に「ねこの捕獲・繁殖制限手術の通院・手術後の返還と継続的な保護や管理」など

8.地域の住民（あるいは受益者）などのうち、当プラン実行の間接行動（注）のみ可能な住民がいる。 いる場合は人数（ 人） / いない

そのほか（

（注）間接行動とは主に「広報・普及啓発・資金物資支援・合意形成推進活動」など

9.地域の住民以外に、当プラン実行の直接行動（注）の可能な人がいる。

いる場合は人数（ 人） / いない

そのほか（

（注）直接行動とは主に「ねこの捕獲・繁殖制限手術の通院・手術後の返還と継続的な保護や管理」など

10.地域の住民以外に、当プラン実行の間接行動（注）のみ可能な人がいる。

いる場合は人数（ 人） / いない

そのほか（

（注）間接行動とは主に「広報・普及啓発・資金物資支援・合意形成推進活動」など

11.地域のねこの実態調査について（注）

終わった / 途中 / これから / していない

（注）ねこの実態とは、オスメス、赤ちゃんねこ、仔ねこ、成ねこの区別、手術済みなどの頭数や、外出自由飼いねこ、よそからの通いねこなど、詳しい頭数調査。

12.ねこからの迷惑侵害を思う人・ねこの健康や福祉を思う人・地域のねこの餌やりさん・地域の環境保全を思う人、それぞれの実態調査について（注）

終わった / 途中 / これから / していない

（注）地域の人の実態とは、ねこ対策について住民の関心の度合いを知り、地域住民との合意形成成立を目的にする事前の情報収集。ねこを中心に、反目する人間関係になっていないか、人間関係の修復を目指しているか、などを含みます。

13.プラン実行に際して、地域住民やそのほかなどから、改善事項や協議案件などの求められている場合、その具体的な内容。（注）

（注）迷惑侵害苦情の種類は、餌やるな、お家に連れ帰れ、外で飼うな、ふん尿、屋敷に入り込む、鳴き声、仔ねこの出産など。ねこの健康や福祉の維持は、殺傷犯罪や、衰弱虐待、遺棄犯罪の抑止など。

